

# 入学、就職、転勤などに伴い国民年金の届出も必要になる場合があります。 年金記録をつなぐためにも、忘れずに届出を行いましょう!

## ~三種類の国民年金の種別~

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入して、老齢・障害・死亡(遺族)により基礎年 金を受けることになります。ただし、国民年金の加入者の種別は図のように3種類に分かれていて、保 険料を納める方法などが異なっています。

自営業者等の第1号被保険者には、学生やフリーターなども含まれます。第2号被保険者は厚生年金 に加入しているサラリーマンや公務員等です。また、第2号被保険者の被扶養配偶者は第3号被保険者 とされます。

なお、第2号被保険者は、基礎年金に上乗せの厚生年金等を受けられることになっています。

また、3月以降の届出にはマイナンバーを記入する欄があります。マイナンバーを記入することによ り今後、省略が可能となる届出(住所変更・氏名変更・死亡)がありますので、ご記入のご協力をお願 いします。

厚生年金

国民年金 (基礎年金)

第1号被保険者

第2号被保険者

第3号被保険者

## ~国民年金の主な届出~

#### | 20歳になったとき

20歳になったときに厚生年金に加入していない 方は、国民年金の第1号被保険者となり、保険料 の納付が必要です。将来の年金受給のために、し っかり納めましょう。

20歳の誕生月初めに、国民年金第1号および第 3号被保険者に該当すると思われる方には年金事 務所から年金に関するお知らせ文書と取得届が送 付されます。所定の事項を記入の上、同封の封筒 で年金事務所または役場へ提出願います。

また、学生の方、未就労などにより保険料の納 付が困難な場合は、学生納付特例、各種保険料免 除・納付猶予制度をご活用ください。

## 就職したとき

国民年金の種別は第2号被保険者となります。 職場で厚生年金の加入手続きを行うと、自動的に 国民年金第1号被保険者の資格を喪失しますので、 役場での手続きは不要です。

また、被扶養配偶者(厚生年金の職場に勤務す る配偶者と生計を同じくする方) については、第 3号被保険者の手続きを配偶者の勤務先が行いま す。

#### 退職したとき

在職中は厚生年金の加入者ですが、60歳前に退 職された方は、国民年金第1号被保険者の届出お よび保険料納付が必要となります。また、60歳未 満の被扶養配偶者についても、第3号被保険者か ら第1号被保険者へ種別が変更され、保険料納付 が必要となりますので、役場で手続きをお願いし ます。

## 結婚したとき

婚姻により、厚生年金等の資格を喪失し、配偶 者の被扶養配偶者となる方は、配偶者の勤務先で 第3号被保険者の手続きを行ってください。ただし、 失業給付等を受給する場合は、被扶養配偶者認定 から外れる場合がありますので、役場で第1号被 保険者の手続きが必要です。

## 引越ししたとき

マイナンバーの情報を日本年金機構が取得して いる場合は特に手続きは必要ありません。転入等 の後、第1号被保険者の方で納付書が届かない場 合は年金機構でマイナンバーを取得していない可 能性がありますので最寄りの年金事務所にお問い 合わせください。

# 第3号被保険者はご注意を!

第3号被保険者が60歳未満で、『配偶者の退職』『本人のパート等収入が年130万円以上』『離婚』な どの理由で被扶養配偶者でなくなると、第1号被保険者になります。

必ず市区町村の窓口で手続きをしてください。

お問い合わせ先: 稚内年金事務所 電話: 0162-32-1941

または役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話:5-1115 (内線166) 告知端末機:5-8813